

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		一団地又は連担設計の認定を受けた区域内における増築の認定
根拠法令及び条項		建築基準法第86条の2第1項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律の一部施行について」（平成11年4月28日 建設省住指発第201号、建設省住街発第48号）</p> <p>「埼玉県・一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度に係る認定基準」（平成16年1月1日）</p> <p>「建築基準法質疑応答集」（第一法規 平成元年）</p>
準	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないため）
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）